

令和4年第2回定例会（9月議会）  
予算及び付託議案審査関係資料

令和4年9月15日  
総務部

【予算関係】

財政課	令和4年度9月補正予算に関する説明資料	・・・1
税務課	税務総合システムの改修について	・・・5
総合防災課	災害り災者見舞金について	・・・7

【議案関係】

人事課	「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案」等について (議案第134号～第143号)	・・・8
-----	---	------

令和4年度9月補正予算  
に関する説明資料

( 議案第131号 )

令和4年度9月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税	3,562,376	地方交付税 3,562,376 ( 192,645,000 → 196,207,376 )	
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金	22,500	農林水産業費分担金 22,500 ( 728,316 → 750,816 )	
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	6,333,449	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2,102,014 ( 12,143,034 → 14,245,048 ) 現年災害復旧事業費 1,832,783 ( 2,652,258 → 4,485,041 ) 団体営農業用施設災害復旧事業費 1,000,000 ( 629,000 → 1,629,000 )	障害者自立支援事業費 △ 891 ( 514,285 → 513,394 )
10 財産収入			
11 寄附金			
12 繰入金	8,392	地域医療介護総合確保基金繰入金 8,392 ( 1,734,690 → 1,743,082 )	
13 繰越金	5,744,646	前年度繰越金 5,744,646 ( 2,437,721 → 8,182,367 )	
14 諸収入	100,526	農業・漁業経営フォローアップ資金貸付金元利収入 100,000 ( 355,056 → 455,056 )	
15 県 債	3,784,100	土木自然災害防止事業費 1,345,400 ( 4,696,100 → 6,041,500 ) 現年発生土木災害復旧事業費 998,000 ( 1,472,200 → 2,470,200 ) 地方道路等整備事業費 531,000 ( 6,306,500 → 6,837,500 )	
合 計	19,555,989	630,968,086 → 650,524,075	

令和4年度9月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 議会費			
2 総務費	611,783	地域公共交通等新型コロナ対策事業 406,095 ( 672,657 → 1,078,752 ) 秋田内陸線災害復旧支援事業 93,700 ( 0 → 93,700 )	
3 民生費	5,089,990	老人福祉総務費 2,105,651 ( 6,606 → 2,112,257 ) 日常生活回復に向けたPCR等検査無料化事業 1,376,000 ( 1,746,767 → 3,122,767 ) エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成事業 906,600 ( 0 → 906,600 )	
4 衛生費	2,578,123	新型コロナウイルス感染症対策事業 2,568,200 ( 6,221,011 → 8,789,211 )	
5 労働費	26,927	人材確保・定着推進事業 18,082 ( 53,954 → 72,036 ) 職業能力開発支援事業 8,845 ( 559,967 → 568,812 )	
6 農林水産業費	1,906,042	災害関連緊急治山等事業 778,500 ( 144,000 → 922,500 ) 畜産経営維持緊急支援事業 303,630 ( 637,959 → 941,589 ) 木材生産・流通施設等緊急整備事業 179,090 ( 92,000 → 271,090 ) 農業・漁業経営フォローアップ資金預託金貸付事業 100,197 ( 357,371 → 457,568 )	
7 商工費	933,024	県内中小企業省エネ設備更新緊急支援事業 461,234 ( 0 → 461,234 ) 観光施設魅力向上事業 153,825 ( 516,842 → 670,667 ) インバウンド回復に向けた誘客促進事業 149,598 ( 67,811 → 217,409 )	
8 土木費	3,082,400	河川改修事業 1,200,000 ( 3,586,000 → 4,786,000 ) 県単道路維持修繕事業費 704,000 ( 1,173,341 → 1,877,341 ) 県単道路補修事業費 531,000 ( 4,534,204 → 5,065,204 )	
9 警察費			

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
10 教 育 費	2,458	認定こども園施設整備事業 2,458 ( 65,751 → 68,209 )	
11 災 害 復 旧 費	5,325,242	現年発生土木災害復旧事業 2,830,850 ( 4,124,500 → 6,955,350 ) 農業用施設災害復旧事業 1,009,930 ( 871,000 → 1,880,930 )	
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	19,555,989	630,968,086 → 650,524,075	

# 税務総合システムの改修について

税務課

## 1 目 的

令和4年度税制改正等に伴い令和5年4月から適用となる事項について、税務総合システムを改修する必要がある。

## 2 概 要

### (1) 改修内容

- ① 大法人に対する法人事業税所得割の税率の改正への対応
- ② グループ通算法人に係る税額計算方法の改正への対応

※ 関係条例は改正済みだが、システム改修に必要な事項については、令和4年6月以降に判明している。

### (2) 委 託 先

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（現行システム開発業者）

### (3) 委 託 内 容

- ① システムの次のプログラム作成
  - ア) 税額計算判定方法及び適用税率の変更
  - イ) 画面のレイアウト変更、項目追加
  - ウ) 帳票のレイアウト変更、項目追加
  - エ) 電子申告とのデータ連携等
  - オ) 集計処理
- ② プログラム作成後の動作テストの実施

## 3 補正予算額

39,829千円（⊖39,829千円）

## 4 改修スケジュール

令和4年10月から令和5年3月まで

## 《参考》

### 税務総合システムについて

#### 1 年度別改修費（法令等の改正に伴うもの）

年 度	改修費(千円)	主な改修（対応）内容
平成30年度	81,825	・ 法人二税共通納税（R1.10開始） ・ 自動車税環境性能割（R1.10開始）
令和元年度	136,960	・ 法人二税共通納税（R1.10開始） ・ 自動車税環境性能割（R1.10開始） ・ 特別法人事業税（R1.10開始）
令和2年度	95,618	・ 法人事業税電気供給業（R3.4開始） ・ 還付加算金・延滞金制度改正（R3.1開始） ・ 国税データ（法人税）連携変更（R2.11開始）
令和3年度	85,864	・ 県民税金融所得課税電子化（R3.10開始） ・ グループ通算法人制度（R4.4開始） ・ 総務省報告改正（R4.4開始）
令和4年度	39,829	・ 法人事業税所得割税率改正（R5.4開始） ・ グループ通算法人税額計算方法改正（R5.4開始）

#### 2 システムの概要

株式会社エヌ・ティ・ティ・データの県税業務ベースソフトを秋田県業務に合わせてカスタマイズ開発した県税業務基幹システム

- ・稼働開始 平成30年1月
- ・開発期間 平成27年10月から平成29年12月まで（2年3ヶ月間）
- ・契約金額 832,140千円（継続費：平成27年度から平成29年度まで）

# 災害り災者見舞金について

総合防災課

## 1 目的

令和4年8月の大雨により被害を受けた世帯に対する見舞金の給付により、現計予算の全額を執行する見込みとなったことから、今後の災害に備えるため所要の額を計上する。

## 2 実施主体

県（市町村からの報告を受け、県が給付）

## 3 補正予算額

11,200千円（ $\ominus$ 11,200千円）

### ○積算内訳

・死者を出した世帯	600千円 × 1件	600千円
・住家が全壊した世帯	600千円 × 1件	600千円
・住家が半壊・床上浸水した世帯	200千円 × 50件	10,000千円

### 【参考】令和4年8月の大雨に係る見舞金の給付見込み（9月13日現在）

災害発生日	半壊・床上浸水		市町村
	件数	給付見込額(千円)	
8月3日～4日	24	4,800	鹿角市、大館市、北秋田市
8月9日～14日	101	18,940	鹿角市、大館市、北秋田市、上小阿仁村、三種町、秋田市、男鹿市、五城目町、井川町、由利本荘市
8月15日～17日	1	200	由利本荘市
計	126	23,940	

**「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案」  
等について（議案第134号～第143号）**

人事課

**1 改正理由**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、現行60歳の定年を段階的に引き上げて65歳とする等の必要がある。

**2 主な改正内容**

(1) 定年の引上げ（議案第135号関係）

① 国家公務員と同様に、次のとおり定年年齢を段階的に引き上げる。

	現行	R5年度 R6年度	R7年度 R8年度	R9年度 R10年度	R11年度 R12年度	R13年度 ～
定年	60歳 (65歳)	61歳 (66歳)	62歳 (67歳)	63歳 (68歳)	64歳 (69歳)	65歳 (70歳)

※（ ）は医師の定年

② 役職定年制の導入

組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職にある者は、60歳となる年度の翌年度の4月1日に、管理監督職以外の職に異動させる。

③ 定年前再任用短時間勤務制の導入

職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用する（任期は定年退職日まで）。

(2) 給料に関する特例措置（議案第142号関係）

給料月額については、当分の間、職員が60歳となる年度の翌年度からは、従前の7割水準とする。

(3) 退職手当に関する特例措置（議案第143号関係）

退職手当については、職員が60歳に達した日以後に定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、「定年」を理由とする退職と同様に算定する。

#### (4) その他

定年の引上げに関連して、次により所要の改正等を行う。

① 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案

(議案第134号)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に鑑み、減給の処分により給与から減ずる額の上限額を定める。

② 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例案 (議案第136号)

外国の地方公共団体の機関等に派遣することができない職員に職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職員を加える。

③ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案 (議案第137号)

育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職員を加える。

④ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案

(議案第138号)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。

⑤ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案

(議案第139号)

公益的法人等に派遣することができない職員に職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職員を加える。

⑥ 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案

(議案第140号)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に鑑み、高齢者部分休業の対象となる職員の年齢を55歳以上とする。

⑦ 職員の降給の事由に関する条例案 (議案第141号)

給料月額を7割水準とする措置を降給の事由とする。

### 3 施行期日等

(1) これらの条例は、令和5年4月1日から施行することとする。

(2) これらの条例の施行に関し、暫定再任用等に関する所要の経過措置を規定することとする。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(減給の効果)</p> <p>第三条 減給は、一日以上一年以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額又は報酬(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年秋田県条例第十四号)第三条第一項の規定による報酬に限る。)の額の五分の一以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料(同条例第七条第一項の給料を除く。)の月額の五分の一に相当する額を超えるとときは、当該額を給与から減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第三条 減給は、一日以上一年以下給料又は報酬(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年秋田県条例第十四号)第三条第一項の規定による報酬に限る。)の五分の一以下を減ずるものとする。</p>

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二條の四第一項、第二十八條の二（第三項を除く。）、第二十八條の五、第二十八條の六第一項及び第二項並びに第二十八條の七並びに附則第二十一項及び第二十三項並びに警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六條の四第二項及び同法附則第三十八項の規定により読み替えられた国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）附則第九條の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第三条 職員の定年は、年齢六十五年とする。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）第四条第一項第六号(一)に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける医師の定年は、年齢七十年とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第四条 任命権者は、定年に達した職員（第九条の規定により異動期間（法第二十八條の二第一項に規定する異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六條各号に掲げる職をいう。第八條から第十條までに於いて同じ。）を占めている職員を除く。）が第二條の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある と認めるときは、同條の規定にかかわらず、当該定年に達した職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の二第一項から第三項まで及び第二十八條の三</p> <p>(定年)</p> <p>第三条 職員の定年は、年齢六十年とする。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）第四条第一項第六号(一)に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける医師の定年は、年齢六十五年とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第四条 任命権者は、定年に達した職員</p> <p>が第二條の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、</p>

当該定年に達した職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。

一 当該定年に達した職員の業務の性質上、当該定年に達した職員の退職による担当の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずること。

二 当該定年に達した職員の職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験が必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該定年に達した職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により職員を引き続き勤務させる場合及び前項の規定により期限を延長する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に第一項各号に掲げる事由が消滅した場合、は、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

1 (管理監督職務上限年齢による降任等の対象となる管理監督職

その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。 職

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

三 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存在すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、

第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に第一項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、人事委員会規則で定める。

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（第三条ただし書に規定する医師が占める職を除く。）とする。

一 一般職の職員の給与に関する条例第九条第一項又は企業職員の給与の種類および基準を定める条例（昭和三十一年秋田県条例第五十一号）第二条の二に規定する管理職手当を支給される職

二 警察法第六十二条に規定する警察官の階級のうち警視又は警部の階級（前号に掲げる職を除く。）

（管理監督職務上限年齢）

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職務上限年齢（第九条第三項において「管理監督職務上限年齢」という。）は、年齢六十年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第八条 任命権者は、他の職への降任等（法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をいい、管理監督職以外の職への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。以下この条及び第十条において「降任等」という。）をする場合に限る。以下同じ。）を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任等を行うとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力（次条第三項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等を行うとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等

をすること。

三 当該職員以外の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をするこ

2

前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項本文の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者は、他の職への降任等（法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をいい、管理監督職以外の職への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。以下この条及び第十条において「降任等」という。）をする場合に限る。以下同じ）」とあるのは「秋田県警察本部長は、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警察官（以下この項において「特定地方警察官」という。）に対し、同法第五十六条の四第一項本文の規定による任命（以下この項において「特定任命」という。）と、「第二十七条第一項及び第五十六条」とあるのは「及び第二十七条第一項」と、同項第一号中「職員」とあるのは「特定地方警察官」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、「（次条第三項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等」とあるのは「及び当該特定任命」と、同項第二号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第三号中「当該職員」とあるのは「当該特定地方警察官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「職員」とあるのは「特定地方警察官」と、「上位職職員」とあるのは「上位職特定地方警察官」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職員の業務の性質上、当該職員の他の職への降任等による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずること。

二 当該職員の職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占

める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、管理監督職を現に占める職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第十条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第十一条 任命権者は、第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第四項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第十二条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第十三条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法令により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢六十一年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢六十一年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る同項に規定する定年退職日相当日を経過した者であるときは、この限りでない。

(人事委員会規則への委任)

第十四条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(定年に関する経過措置)

2 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における

附 則

(経過措置)

2 第四条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和五

る第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法令により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに第三条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員（異動等により当該前年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該末日経過職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の

十六年法律第九十二号）附則第三条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第四条十六年法律第九十二号）附則第三条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号）附則第三条」と、同項及び同条第二項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和六十年三月三十一日」と読み替えるものとする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

3 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号）の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

4 秋田県警察本部長は、当分の間、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（県費負担教職員の分限、懲戒に関する手続および効果に関する条例の一部改正）

4 県費負担教職員の分限、懲戒に関する手続および効果に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

新	旧
<p>(職員の派遣)            第二条 略            2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。            一 臨時的に任用される職員その他の法令により任期を定めて任用される職員</p> <p>二 略            三 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條に規定する条件付採用になつてゐる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四 略            五 職員の定年等に関する条例第九條の規定により地方公務員法第二十八條の二第一項に規定する異動期間(同条例第九條の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第四條第一項に規定する管理監督職を占める職員</p> <p>六 略</p>	<p>(職員の派遣)            第二条 略            2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。            一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項に規定する常時勤務を要する職を占める職員を除く。)</p> <p>二 略            三 地方公務員法 第二十二條に規定する条件付採用になつてゐる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四 略            五 略</p>

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の二第一項に規定する異動期間をいい、同条例第九条の規定により延長された期間を含む。第十条第三号において同じ。)を延長された同条例第四条第一項に規定する管理監督職を占める職員</p> <p>四・五 略</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 給与条例第二十二條第一項又は市町村立学校職員給与条例第二十三條第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第十条 法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間を延</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三・四 略</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 給与条例第二十二條第一項又は市町村立学校職員給与条例第二十三條第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第十条 法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 略</p>

員 | 長された同条例第四条第一項に規定する管理監督職を占める職

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表  
 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>(一週間の勤務時間)            第二条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下この項及び次項において「育児休業法」という。）第十條第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員及び育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をする職員（以下「育児短時間勤務職員」と総称する。）の一週間当たりの勤務時間は、育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつては当該承認を受けた育児短時間勤務の内容、育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をする職員にあつては同條の規定によりすることとなつた短時間勤務の内容（次條及び第四條第二項において「育児短時間勤務の内容」と総稱する。）に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間まで（育児休業法第十八條第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号）第四條の規定により採用された短時間勤務職員にあつては、三十一時間まで）の範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 略</p>	<p>(一週間の勤務時間)            第二条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）第十條第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員及び育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をする職員（以下「育児短時間勤務職員」と総称する。）の一週間当たりの勤務時間は、育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつては当該承認を受けた育児短時間勤務の内容、育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をする職員にあつては同條の規定によりすることとなつた短時間勤務の内容（以下「育児短時間勤務の内容」と総稱する。）に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間まで（育児休業法第十八條第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号）第四條の規定により採用された短時間勤務職員にあつては、三十一時間まで）の範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 略</p>
<p>一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第二条第一号による改正）</p>	

新	<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第四条 任命権者は、短時間勤務職員(地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2・3 略</p>
旧	<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第四条 任命権者は、短時間勤務職員(地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2・3 略</p>

秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正(第二条第二号による改正)

新	<p>(任命権者の報告)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 前項の規定による報告は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一〜十 略</p>
旧	<p>(任命権者の報告)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 前項の規定による報告は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一〜十 略</p>

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正(第二条第三号による改正)

新	<p>(定義)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教</p>
旧	<p>(定義)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教</p>

論、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正（第三條による改正）

論、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

新

旧

（適用除外）

第四條 前條の規定は、大学院派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。

一 略

二 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）

（第二條の規定により退職した場合（同条例第四條第一項

の期限又は同條第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）

三 六 略

（適用除外）

第四條 前條の規定は、大学院派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。

一 略

二 法第二十八條の二第一項

の規定により退職した場合（法第二十八條の三第一項の期限又は同條第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）

三 六 略

市町村立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正（第四條による改正）

新

旧

（適用範囲）

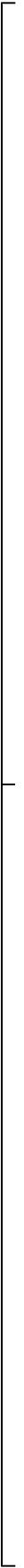
第二條 この条例の規定による退職手当は、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）第二條に規定する職員（次條及び第四條において

「職員」という。）が退職した

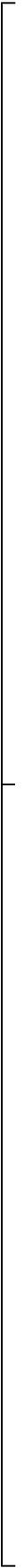
場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

（適用範囲）

第二條 この条例の規定による退職手当は、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）第二條に規定する職員（地方公務員法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。



新	旧
<p>(職員の派遣)            第二条 略</p> <p>3 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 臨時的に任用される職員その他の法令により任期を定めて任用される職員</p> <p>二 略</p> <p>三 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四 略</p> <p>五 職員の定年等に関する条例第九条の規定により地方公務員法第二十八條の二第一項に規定する異動期間(同条例第九条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第四条第一項に規定する管理監督職を占める職員</p> <p>六 地方公務員法第二十八條第二項各号若しくは職員の休職の事由に関する条例(昭和五十四年秋田県条例第三号。次条第五号において「休職条例」という。)第二条各号のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第二十九條第一項各号のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第三十五條に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>	<p>(職員の派遣)            第二条 略</p> <p>3 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項に規定する常時勤務を要する職を占める職員を除く。)</p> <p>二 略</p> <p>三 地方公務員法 第二十二條に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四 略</p> <p>五 地方公務員法第二十八條第二項各号若しくは職員の休職の事由に関する条例(昭和五十四年秋田県条例第三号。以下「休職条例」という。)第二条各号のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第二十九條第一項各号のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第三十五條に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>



職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(高齢者部分休業の承認等)            第二条 略            3 地方公務員法第二十六条の三第一項の条例で定める年齢は、            年齢五十五年とする。</p>	<p>(高齢者部分休業の承認等)            第二条 略            3 地方公務員法第二十六条の三第一項の条例で定める年齢は、            当該職員に係る定年から五年を減じた年齢とする。</p>

職員の降給の事由に関する条例案新旧対照表  
 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正（附則第二項による改正）

新	旧
<p>（この条例の目的）</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（以下「法」という。）第二十八條第三項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果に関し規定することを目的とする。</p> <p>（降任、免職、休職及び降給の手続）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p>	<p>（この条例の目的）</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（以下「法」という。）第二十八條第三項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し規定することを目的とする。</p> <p>（降任、免職及び休職の手続）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 職員の意に反する降任、若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p>

新	旧
<p>(初任給、昇格及び昇給等の基準)</p> <p>第五条 人事委員会は、県の行政組織に関する法令、条例、規則及び県の機関の定める規程の趣旨に従い、並びに前条の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則で定めるところにより決定する。</p> <p>5 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 五十五歳（医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、五十七歳）に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する職員の第五項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限る行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8 8 10 略</p> <p>11 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条</p>	<p>(初任給、昇格及び昇給等の基準)</p> <p>第五条 人事委員会は、県の行政組織に関する法令、条例、規則及び県の機関に定める規程の趣旨に従い、及び前条の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則の定めるところにより決定する。</p> <p>5 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 五十五歳（医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、五十七歳）に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する職員の第五項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限る行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8 8 10 略</p> <p>11 職員のうち、法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p>

例第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第十二条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第三項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第三項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 略

(再任用短時間勤務職員の給料の特例)

第五条の三 再任用職員（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）の給料月額は、第五条第十一項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第十二条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第三号において「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第二号に掲げる職員 支給単位期間につき、五万四千四百円を超えない範囲内で、自動車等の種類及び使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める額（短時間勤務職員（法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）その他の職員で、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下

「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第二号に掲げる職員 支給単位期間につき、五万四千四百円を超えない範囲内で、自動車等の種類及び使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める額（短時間勤務職員

その他の職員で、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に

当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第一号に定める額又は前号に定める額

3 第一項第一号又は第三号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第一号において「特別急行列車等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第一号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「一箇月当たりの特別料金等相当額」という。)が四万円を超えるときは、支給単位期間につき、四万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が二以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が四万円を超えるときは、当該職員の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、四万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 略  
4 5 7 略

(時間外勤務手当)

第十五条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務一時間につ

当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第一号に定める額又は前号に定める額

3 第一項第一号又は第三号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下 同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの特別料金等相当額」という。)が四万円を超えるときは、支給単位期間につき、四万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が四万円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、四万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 略  
4 5 7 略

(時間外勤務手当)

第十五条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務一時間につ

き、第十九条の二に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日午前五時までの間にある場合には、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 略

一・二 略

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項

の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十九条の二に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日午前五時までの間にある場合には、百分の百七十五）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 勤務時間条例第八条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十九条の二に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日午前五時までの間にある場合には、百分の百七十五）から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日午前五時までの間にある場合には、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

5 略

き、第十九条の二に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日午前五時までの間にある場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 略

一・二 略

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にか

わらず、勤務一時間につき、第十九条の二に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日午前五時までの間にある場合は、百分の百七十五）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 勤務時間条例第八条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十九条の二に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日午前五時までの間にある場合は、百分の百七十五）から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日午前五時までの間にある場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

5 略

6 前各項の規定にかかわらず、勤務時間条例第五条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項若しくは第三項又は第四条の規定により割り振られた一週間の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第十九条の二に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

7 略

（特定の職員についての適用除外）

第十九条 第五条第三項から第十項まで、第五条の二、第九条の二から第十一条まで、第十一条の三、第十一条の四、第十三条の二、第十三条の三及び第二十三条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 略

（期末手当）

第二十一条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百十七・五（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二条第二項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の九十七・五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

6 前各項の規定にかかわらず、勤務時間条例第五条の規定により、あらかじめ同条例 第三条第二項若しくは第三項又は第四条の規定により割り振られた一週間の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第十九条の二に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

7 略

（特定の職員についての適用除外）

第十九条 第九条の二から第十一条まで、第十一条の三、第十一条の四、第十三条の二、第十三条の三及び第二十三条の規定は、再任用職員には適用しない。

2 略

（期末手当）

第二十一条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百十七・五（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二条において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の九十七・五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〇四 略

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十五」とする。
- 4 5 6 略

(勤勉手当)

第二十二條 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この項から第三項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

- 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百十二・五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五（特定幹部職員にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額の総額

3 5 略

一〇四 略

- 3 再任用職員 に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十五」とする。
- 4 5 6 略

(勤勉手当)

第二十二條 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

- 一 前項の職員のうち再任用職員 以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百十二・五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五（特定幹部職員にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額の総額

3 5 略

(義務教育等教員特別手当)

第二十三条の三の四 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3 略

(単純労務の職員の給与の種類及び基準)

第二十三条の六 単純労務の職員(法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者(法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員及び前条に規定する職員を除く。))をいう。次項及び第三項において同じ。)に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員 給料、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当

3 略

1 略 附則

(義務教育等教員特別手当)

第二十三条の三の四 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員)にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3 略

(単純労務の職員の給与の種類及び基準)

第二十三条の六 単純労務の職員(法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者(法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員及び前条に規定する職員を除く。))をいう。以下同じ。)に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。

一 再任用職員 給料、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当

3 略

1 略 附則

2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和二年秋田県条例第一号)の施行の日から新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日までの間に

2・3 略

4 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第六項及び第八項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五条第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。）とする。

5 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時の職員その他の法令により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

二 職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員

三 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

四 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により法第二十八条の二第一項に規定する異動期間（同条例第九条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第四条第一項に規定する管理監督職を占める職員

6 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第十項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第四項の

3・4 略

における第二十三条の三の三第三項の規定の適用については、同項中「第四十四条」とあるのは、「第四十四条（同法附則第一条の二第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」とする

規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第八項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第四項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第五条第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第五条第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

8 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項本文の規定による任命をされた職員のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第四号イに規定する公安職俸給表（一）に定める俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第四項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

9 附則第七項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第七項中「前項」とあるのは「次項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第四項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第六項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項及び附則第七項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

11 附則第六項、第八項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第四項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第六項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第六項、第八項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第二十一条第五項（第二十二条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、「第二十三条の第二項、第二十三条の三第二項及び第二十三条の三の二第二項の規定の適用については、第二十一条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第六項、第八項、第十項又は第十一项の規定による給料の額（以下「差額相当額」という。）との合計額」と、第二十三条の二第二項、第二十三条の三第二項及び第二十三条の三の二第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と差額相当額との合計額」とする。

13 附則第六項、第八項、第十項又は第十一项の規定による給料を支給される職員に対する次の表の上欄に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

れ同表の下欄に掲げる字句とする。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年秋田県条例第六十六号）第三条第一項	給料月額	給料月額と一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）附則第六項、第八項、第十項又は第十一項の規定による給料の額との合計額
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第四条第一号	一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）	一般職の職員の給与に関する条例
職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第三号）第十一条第二項	給料月額	給料月額と給与条例附則第六項、第八項、第十項又は第十一項の規定による給料の額（第十六条第二項において「差額相当額」という。）との合計額
職員の特殊勤務手当に関する条例第十六条第二項	給料月額	給料月額と差額相当額との合計額

14 附則第四項から前項までに定めるもののほか、附則第四項の規

定による給料月額、附則第六項の規定による給料その他附則第四項から前項までの規定の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。









新

旧

2 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
定年	略	円	円	円	円
定年	略	略	略	略	略
任用	略	円	円	円	円
短時	略	略	略	略	略
臨時	略	略	略	略	略
退職	略	略	略	略	略
員以外	略	略	略	略	略
職員の	略	略	略	略	略
定年		基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額
定年		円	円	円	円
任用		略	略	略	略
短時		略	略	略	略
臨時		略	略	略	略
退職		略	略	略	略
員		226,731	272,943	326,605	407,955

備考 略

2 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
定年	略	円	円	円	円
定年	略	略	略	略	略
任用	略	円	円	円	円
短時	略	略	略	略	略
臨時	略	略	略	略	略
退職	略	略	略	略	略
員以外	略	略	略	略	略
職員の	略	略	略	略	略
定年		基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額
定年		円	円	円	円
任用		略	略	略	略
短時		略	略	略	略
臨時		略	略	略	略
退職		略	略	略	略
員		226,731	272,943	326,605	407,955

備考 略



採

出

別表第6 (第4条関係)

医療職給料表

1 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
定年	略	円	円	円	円
定年	略	略	略	略	略
任用	略	略	略	略	略
短時	略	略	略	略	略
臨時	略	略	略	略	略
退職	略	略	略	略	略
以上の	略	略	略	略	略
以外の	略	略	略	略	略
職員	略	略	略	略	略
定年		基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額
定年		円	円	円	円
任用		略	略	略	略
短時		略	略	略	略
臨時		略	略	略	略
退職		略	略	略	略
以上の		略	略	略	略
退職		略	略	略	略
職員		略	略	略	略
		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 略

別表第6 (第4条関係)

医療職給料表

1 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
定年	略	円	円	円	円
定年	略	略	略	略	略
任用	略	略	略	略	略
短時	略	略	略	略	略
臨時	略	略	略	略	略
退職	略	略	略	略	略
以上の	略	略	略	略	略
以外の	略	略	略	略	略
職員	略	略	略	略	略
定年		基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額
定年		円	円	円	円
任用		略	略	略	略
短時		略	略	略	略
臨時		略	略	略	略
退職		略	略	略	略
以上の		略	略	略	略
退職		略	略	略	略
職員		略	略	略	略
		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 略



新

旧

3 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級の給号	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
定年	略	円	円	円	円	円
定年	略	略	略	略	略	略
任用	略	略	略	略	略	略
短時	略	略	略	略	略	略
助働	略	略	略	略	略	略
医職	略	略	略	略	略	略
員以	略	略	略	略	略	略
外の	略	略	略	略	略	略
職員	略	略	略	略	略	略
定年	略	略	略	略	略	略
前年	略	略	略	略	略	略
任用	略	略	略	略	略	略
短時	略	略	略	略	略	略
助働	略	略	略	略	略	略
医職	略	略	略	略	略	略
員	略	略	略	略	略	略
		236,698	257,136	264,385	274,655	291,065

備考 略

3 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級の給号	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
定年	略	円	円	円	円	円
定年	略	略	略	略	略	略
任用	略	略	略	略	略	略
短時	略	略	略	略	略	略
助働	略	略	略	略	略	略
医職	略	略	略	略	略	略
員以	略	略	略	略	略	略
外の	略	略	略	略	略	略
職員	略	略	略	略	略	略
定年	略	略	略	略	略	略
前年	略	略	略	略	略	略
任用	略	略	略	略	略	略
短時	略	略	略	略	略	略
助働	略	略	略	略	略	略
医職	略	略	略	略	略	略
員	略	略	略	略	略	略
		236,698	257,136	264,385	274,655	291,065

備考 略

職員の育児休業等に関する条例の一部改正（附則第十項による改正）

新

（育児短時間勤務職員についての給与条例の特例）  
 第十七条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	第十二条第二項第二号	略	略
略	短時間勤務職員（法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下「育児短時間勤務職員」という。）	略	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしてる職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
略	略	略	略

（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第二十二條 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

旧

（育児短時間勤務職員についての給与条例の特例）  
 第十七条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	第十二条第二項第二号	第五条第十一项	略
略	その他の職員	とする	略
略	略	に算出率を乗じて得た額とする	略

（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第二十二條 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十九条第一項	略	略
定年前再任用短時間勤務職員	第十一条の四	第九条の二、 第十条まで、 第五条の二、第 九条の二、 第十一条の四
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項の規定により採用された短時間勤務職員	第十一条の四、第十二条の二	第九条の二

1・2 附則

3 (給与条例附則第四項の規定が適用される育児短時間勤務職員に関する読替え)

育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第四項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「」に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第十九条第一項	略	略
再任用職員	第十一条の四	略
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項の規定により採用された短時間勤務職員	第十一条の四、第十二条の二	略

1・2 附則

新	旧
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する県の一般職に属する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者(単純労務職員を除く。)のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が十八日(人事委員会規則で定める場合にあつては、人事委員会規則で定める日数)以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する通勤をいう。以下同じ。))による負傷又は疾病(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分並びに第二十五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第二条の六 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の三までの規定により計算し</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する県の一般職に属する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者(単純労務職員を除く。)のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が十八日</p> <p>以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する通勤をいう。以下同じ。))による負傷又は疾病(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分並びに第二十五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第二条の六 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の三までの規定により計算し</p>

た退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続して退職した者(職員)

職員の

定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)第二条の規定により退職した者(同条例第四条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。次条第一項において同じ。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法令の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は二十五年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 三 略

2 略

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第五条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの、二十五年以上勤続して退職した者(職員の定年等に関する条例第二条の規定により退職した者若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法令の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者で

た退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続して退職した者(地方

公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者(職員の

定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)第四条第一項

の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。次条第一項において同じ。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は二十五年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 三 略

2 略

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第五条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの、二十五年以上勤続して退職した者(地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者で

あつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 四 略

2 略

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第五条の二 退職した者(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項本文の規定による任命(第五条の三の二)及び附則第十六項において「特定任命」という。)をされて職員となつた後に退職した者を除く。)の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。附則第十五項及び第二十一項において同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額された日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一・二 略

2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第五条の三 第五条第一項に規定する者(二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く

あつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 四 略

2 略

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第五条の二 退職した者(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項本文の規定による任命(第五条の三の二)及び附則第十六項において「特定任命」という。)をされて職員となつた後に退職した者を除く。)の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。附則第三十二項)において同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額された日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一・二 略

2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第五条の三 第五条第一項に規定する者(二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く

。のうち、定年に達する日の属する年度の前年度以前に退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から十五年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表 略)

(特定任命をされて職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第五条の三の二 第五条の二(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命をされて職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第一項中「退職した者(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項本文の規定による任命(第五条の三の二及び附則第十六項において「特定任命」という。)をされて職員となつた後に退職した者を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項本文の規定による任命をいう。以下この項において同じ。)」をされて職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。附則第十五項及び第二十一項において同じ)」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条の二第一項に規定する俸給月額の減額改定をいう」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命をされたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることと

。のうち、定年に達する日の属する年度の前年度以前に退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から十五年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表 略)

なつた場合を含む。」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同項並びに前条の表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号(二)の項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第六条の二 第五条の二第一項(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。第一号を除き、以下この条において同じ。)(の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号(二)に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 六十以上 特定減額前給料月額(第五条の三の二において読み替えて準用する場合)にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二第一項に規定する特定減額前俸給月額をいう。)(次号において同じ。)(に六十を乗じて得た額

二 略

第六条の三 第五条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略
第六条の二	第五条の二	略
	第一項(	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項(
略	略	略
第六条の二	特定減額前	特定減額前給料月額(第五条の三
第一号	給料月額(	の二において読み替えて準用する
	第五条の三	場合にあつては、特定減額前俸給
	の二におい	月額(同条の規定により読み替え

第六条の二 第五条の二第一項

の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号(二)に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 六十以上 特定減額前給料月額

じて得た額  
に六十を乗

二 略

第六条の三 第五条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略
第六条の二	第五条の二	略
	第一項の	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項の
略	略	略
第六条の二	特定減額前	特定減額前給料月額及び特定減額
第一号及び	給料月額	前給料月額に退職の日において定
第二号		められているその者に係る定年と
		同日におけるその者の年齢との差

	<p>第六条の二 第二号</p>	<p>特定減額前 給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と同日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額</p>
	<p>第五條の二 第一項第二 号(二) 及び退職日 給料月額</p>	<p>第五條の三の規定により読み替えて適用する第五條の二第一項第二号(二) 並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と同日におけるその者の年齢との差に</p>	<p>て読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五條の二第一項に規定する特定減額前俸給月額をいう。)次号において同じ。</p>
			<p>られた第五條の二第一項に規定する特定減額前俸給月額をいう。)以下この号及び次号において同じ。)及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と同日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額</p>

	<p>第六條の二 第二号</p>	<p>第五條の二 第一項第二 号(二) 及び退職日 給料月額</p>	<p>第五條の三の規定により読み替えて適用する第五條の二第一項第二号(二) 並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と同日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額</p>
	<p>当該割合</p>	<p>当該第五條の三の規定により読み替えて適用する同号(二)に掲げる割合</p>	
			<p>に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額</p>

	相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該第五条の三の規定により読み替えて適用する同号(二)に掲げる割合

(一般の退職手当の額に係る特例)

第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の六、第五条、第五条の二(第五条の三の二において読み替えて適用する場合を含む。附則第九項において同じ。)及び前条の規定にかかわらず、当該乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

2 略

(失業者の退職手当)

第十条 勤続期間十二月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定める者をいう。以下同じ。))にあつては、六月以上)で退職した職員(第六項又は第八項の規定に該当する者を除く。)であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に

(一般の退職手当の額に係る特例)

第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の六、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかわらず、当該乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

2 略

(失業者の退職手当)

第十条 勤続期間十二月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定める者をいう。以下同じ。))にあつては、六月以上)で退職した職員(第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。)であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に

定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他人事委員会規則で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、人事委員会規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項及び第十三項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一 略

二 その者を雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第二十条第三項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第十六条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第二十条第一項に規定する所定給付日数（第三項及び第十三項において「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により

勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）

定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他人事委員会規則で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、人事委員会規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一 略

二 その者を雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第二十条第三項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第十六条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第二十条第一項に規定する所定給付日数（以下

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）

）が十八日（人事委員会規則で定める場合にあっては、人事委員会規則で定める日数）以上ある月が一月以上あるもの（季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除くものとする。

一・二 略

### 3 略

4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第一項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項」において読み替えられた第一項に規定する支給期間」とする。

5 第一項及び第三項の規定による退職手当の支給に係る退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が、人事委員会規則で定め

）が十八日

以上ある月が一月以上あるもの（季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除くものとする。

一・二 略

### 3 略

4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第一項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第四項」において読み替えられた第一項に規定する支給期間」とする。

るところにより知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及び前項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及び前項の規定による期間に算入しない。

6] 勤続期間六月以上で退職した職員（第八項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第二項に規定する高年齢被保険者に該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

一 略

二 その者を雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第二項に規定する基準勤続期間をいう。以下この号及び第八項第二号において同じ。）を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第三十七条の四第三項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、

その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

7] 勤続期間六月以上で退職した職員（第九項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第二項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付

5] 勤続期間六月以上で退職した職員（第七項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第二項に規定する高年齢被保険者に該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

一 略

二 その者を雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第二項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第三十七条の四第三項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6] 勤続期間六月以上で退職した職員（第八項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第二項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付

金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

8) 略

12) 第一項、第三項及び第六項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

一～四 略

五 公共職業安定所、職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額

六 略

13) 略

14) 第十二項第三号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第十二項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

15) 第十二項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第十二項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

一・二 略

16) 第十二項の規定は、第六項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第六項又は第七項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退

金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7) 略

11) 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

一～四 略

五 公共職業安定所、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額

六 略

12) 略

13) 第十一項第三号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第十一項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

14) 第十一項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第十一項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

一・二 略

15) 第十一項の規定は、第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第五項又は第六項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退

職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。)及び第八項又は第九項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第八項又は第九項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第十二項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

17] 雇用保険法第十条の四の規定は、偽りその他不正の行為によつて第一項、第三項、第六項から第十二項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。

18] 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)  
第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。  
二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公

職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。)及び第七項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第七項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第十一項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16] 雇用保険法第十条の四の規定は、偽りその他不正の行為によつて第一項、第三項、第五項から第十一項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。

17] 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)  
第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。  
二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公

務員法第二十九条第二項又は第三項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2  
5  
6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十條第三項、第七項又は第九項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業者退職手当可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に關し定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分の対象となる職員を除く。）

務員法第二十九条第二項又は第三項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2  
5  
6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十條第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業者退職手当可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）

）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十条第一項、第六項又は第八項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3  
3  
6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第十七条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第六項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納

）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十条第一項、第五項又は第七項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3  
3  
6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第十七条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納

付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当

付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当

該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に關し定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に關し定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6  
8 略

附則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日以後の退職による退職手当について適用する。

該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6  
8 略

附則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日以後の退職に因る退職手当について適用する。

2 昭和二十八年八月一日（以下「適用日」という。）前の退職に因る退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 昭和二十八年七月三十一日に現に在職していた職員（附則第十七項に規定する職員でもとの陸海軍に属し、かつ、もとの陸海軍

から俸給を受けていたもの（以下「未復員者」という。）に該当する者を除く。）の同年同月同日以前における勤続期間の計算については、附則第四項及び附則第九項から附則第十一項までの規定によるほか、第七条（第五項中段を除く。）、第七条の二、第七条の三並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年秋田県条例第五十八号。以下「昭和四十八年改正条例第五十八号」という。）附則第三項及び附則第九項の規定の例による。

4 昭和二十八年七月三十一日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間の三分の二の期間は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には、含まないものとする。

一 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勲褒を受け、引き続き外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊な関係があつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）、日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の事業と同種の事業を行つていたもので、施行令附則第三項第三号の規定により総務大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）となる

ため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続き再び職員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続きいた在職期間の三分の二の期間

二 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き旧国民医療法（昭和十七年法律第七十号）に規定する日本医療団（以下「医療団」という。）の職員（以下「医療団職員」という。）となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続き再び職員となつたものの当該医療団職員としての引き続きいた在職期間の三分の二の期間

三 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き日本赤十字社の救護員（以下「救護員」という。）となるため退職し、救護員として旧日本赤十字社令（明治四十三年勅令第二百二十八号）の規定に基づき戦地勤務（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五百五十五号）附則第四十一条の二第一項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。）に服し、かつ、救護員としての身分を失つた後に引き続き再び職員となつたものの当該救護員として、戦地勤務に服した期間の三分の二の期間

四 先に職員として在職した者であつてイ又はロに該当するものイ又はロに掲げる期間

イ 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き外国にあつた特殊機関の職員で、施行令附則第三項第六号の規定により総務大臣の指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引き続き再び職員となつた者の当該外国特殊機関職員としての引き続きいた在職期間の三分の二の期間

ロ 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き外国政府の職員となるため退職し、当該外国政府の当該業務の外国にあつた特殊機関への引継ぎとともに引き続き外国特殊機関職員

となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続き再び職員となつた者の当該外国政府の職員及び当該外国特殊機関職員としての引き続きいた在職期間の三分の二の期間

5 昭和二十八年七月三十一日に現に在職していた職員であつて、国家公務員等から引き続き職員となつたもの及び同日に現に在職していた国家公務員等であつて同年八月一日以後に引き続き職員となつたもの同年七月三十一日以前における国家公務員等としての勤務期間の計算については、附則第四項及び附則第九項から附則第十一項までの規定を準用するほか、第七条第五項及び第六項、第七条の三並びに昭和四十八年改正条例第五十八号附則第三項及び附則第九項の規定の例による。この場合において第七条第五項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（昭和四十八年改正条例第五十八号による改正前の第七条の四第一項の退職、附則第十五項の特殊退職及び附則第十六項に規定する職員又は国家公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けていた退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

6 前項の場合において、さきに職員として在職した者であつて昭和二十八年七月三十一日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続き国家公務員等となつたものについては、第十九条第二項の規定により退職手当を支給されないで国家公務員等となつたものとみなして同項の規定を適用する。

7 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）施行の際、国家地方警察職員または自治体警察職員から引き続き職員となつた者で、昭和二十三年三月八日から警察法施行の日の前日までの間において、国家地方警察職員または自治体警察職員を退職し、退職手当の支給を受け、引き続き自治体警察職員または国家地方警察職員となつた者については、第七条第五項ただし書の規定にかかわ

らず、当該退職手当の計算の基礎となつた在職期間をその者の職員として引き続き在職期間に含むものとする。

8 前項の規定により計算した退職期間に対する退職手当の額は、第三条から第五条までの規定による退職手当の額から人事委員会規則の定める額を控除して得た額とする。

9 昭和二十八年七月三十一日に現に在職していた職員のうち、次の各号の一に掲げるものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続きしたものとみなす。

一 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸しようを受けて他の任命権者に属する職員となるため退職し、かつ、任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勸しようを受けた他の任命権者に属する職員となつたもの

二 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸しようを受け、引き続き在外研究員又は外国留学生（以下「在外研究員等」という。）となるため退職し、かつ、その研究又は留学を終えた後に引き続き再び職員となつたもの

10 昭和二十年八月十五日に現に次の各号に掲げる者であつたものが、当該各号に掲げる日から昭和二十八年七月三十一日までの間に他に就職することなく職員となつた場合においては、当該各号に掲げる者であつた期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続きしたものとみなす。

一 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件（昭和二十一年勅令第二百八十七号）の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日

二 外国政府職員等、外国特殊機関職員又は在外研究員等 昭和二十年八月十六日

三 救護員で戦地勤務に服したことがある者又は軍人軍属 その身分を失つた日

11 先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する就職禁止

、退官、退職等に関する勅令（昭和二十一年勅令第九号）第一条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）第三条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で施行令附則第六項の規定による総務省令で定めるものによりその者の意思によらないで退職させられたもの（先に職員として在職し、終戦に伴い昭和二十年八月十五日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日（その禁ぜられた日前に再び職員となつた者については、その再び職員となつた日）の前日までの間に他に就職しなかつたものを含む。）が、その退職の後、法令の規定又は特別の手續きによりこれらの措置が解除された日（これらの措置により、就職が制限されなかつた職員となつた場合にあつては、当該退職の日）から昭和二十八年七月三十一日までの間に再び職員となつた場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から百二十日を経過した日以後に再び職員となつた場合において、当該経過した日から再び職員となつた日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。

12 昭和二十年八月十五日に附則第十項各号に掲げる者（救護員で戦地勤務に服したことがある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等を除く。以下この項において「外地官署所属職員等」という。）であつた者で同日において本邦外にあつたもののうち、昭和二十八年八月一日以後においてその本邦に帰還した日から三年（特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を加算した期間。以下この項において同じ。）以内に職員となつたもの又は同年八月一日以後においてその本邦に帰還した日から三年以内に国家公務員等となり、引き続き国家公務員等として在職した後引き続き職員となつたものについては

、外地官署所属職員等であつた期間は、その者の同年八月八日以後において最初に開始する職員又は国家公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該国家公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなす場合にあつては当該国家公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は国家公務員等としての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

13 前項に規定する者（未復員者に該当する者を除く。）の昭和二十八年七月三十一日（同年八月一日以後に附則第十項第一号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日）以前における勤続期間の計算については、前項の規定に該当するものを除き、附則第四項及び附則第九項（これらの規定を附則第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第六項の規定を準用するほか、第七条第五項及び第六項並びに第七条の三の規定の例による。この場合において、第七条第五項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（附則第十五項の特殊退職及び附則第十六項に規定する職員又は国家公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

14 昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員、同日に現に国家公務員等として在職し、同日後に引き続き職員となつた者又は附則第十二項に規定する者のうち、職員としての引き続きいた在職期間中において職員又は国家公務員等として在職した後この条例の規定により退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は国家公務員等となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第三条から第五条の二まで並びに第六条、昭和四十八年改正条例第五十八号による改正前の第七条の四第二項及び附則第十六

項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合（附則第十六項に規定する職員又は国家公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職をした者については、当該割合とその者に係る附則第十六項において例による附則第十四項第二号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が第三条から第五条の二まで及び第六条、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和三十七年秋田県条例第五十号）附則第四項並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年秋田県条例第九号。以下「昭和四十八年改正条例第九号」という。）附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

二 その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となつた勤続期間（当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した国又は他の地方公共団体の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当（附則第十一項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、第四条（二十五年以上勤続して退職した職員のうち勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるもの以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）若しくは第五条の規定による退職手当又はこれに準ずる退職手当に係る退職（以下「整理退職」という。）

（）に該当する特殊退職をした者については、第四条第一項の規定による退職手当）の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（特殊退職を二回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合）

15 前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とする。ただし、第一号から第三号までの退職にあつては、整理退職に該当する退職を除く。

一 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合（国家公務員等が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた国又は地方公共団体の国家公務員等となる場合を含む。）の退職

二 職員又は国家公務員等が任命権者の要請を受けて職員又は国家公務員等となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は当該国家公務員等となる場合（前号に該当する場合を除く。）の退職

三 附則第四項各号又は附則第九項各号（これらの規定を附則第五項及び附則第十三項において準用する場合を含む。）の退職

四 附則第十一項（附則第五項において準用する場合を含む。）の退職

五 外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失

16 職員又は国家公務員等から引き続いて職員となつた者のうち、職員としての引き続きいた在職期間（その者が当該在職期間中においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である

場合には、当該退職の日（当該退職を二回以上した者については、そのうちの最終の退職の日）以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。）中において、昭和三十八年三月三十一日までの間に、職員又は国家公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職（整理退職に該当する退職及び特殊退職に該当する退職を除く。）をし、かつ、退職の日又はその翌日に、職員又は国家公務員等となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額については、附則第十四項の規定の例による。この場合において、第七条第五項の規定の適用については、同項ただし書中「退職により」とあるのは、退職（昭和四十八年改正条例第五十八号による改正前の第七条の四第一項の退職、附則第十五項の特殊退職及び附則第十六項に規定する職員又は国家公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

17 この条例の適用を受ける職員であつて、昭和二十年九月二日以後ソヴイェト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ、本邦に帰還していないもの（自己の意思により帰還しないものと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、本邦にあつた者を除く。）が恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）又は秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例（昭和三十二年秋田県条例第二十六号）の規定によつて退職したものとみなされたとき又は適用日以後死亡が確認されたときは、その者がその退職の日又は死亡の確認の日に退職したものとみなし、その者が昭和二十年八月十五日において受けていた給料月額（その額が別表上欄に掲げる額のいずれにも該当しない場合には、その額の直近上位の額とする。）に対応する別表下欄に掲げる新給料月額を計算

2| 略

3|

昭和六十年四月一日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社（次項において「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社（次項において「旧電信電話公社」という。）の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

4|

昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第二條第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び同年

の基礎とした第四条の規定による退職手当（その退職の日が適用日の前日以前の日であるときは、附則第二項の規定により従前の例によることとされる秋田県職員退職手当支給条例第三条の規定による退職手当）を支給する。

18|

昭和二十八年八月一日以後に死亡した職員については、給与条

19|

例附則第三項の規定による死亡賜金は、支給しない。

20|

昭和六十年四月一日に現に在職する職員で旧専売公社又は旧電信電話公社

の職

員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

21|

昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第二條第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び同年

四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社  
の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間と  
みなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信  
電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給  
付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

5| 昭和六十二年四月一日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革  
法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止  
前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条  
の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」  
という。）の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算  
定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有  
鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間  
とみなす。

6| 略  
7| 昭和六十三年四月一日前に職員の休職の事由に関する条例の一  
部を改正する条例（昭和六十三年秋田県条例第七号）による改正  
前の職員の休職の事由に関する条例（昭和五十四年秋田県条例第  
三号）第二条第二号に掲げる事由に該当して休職にされていた職  
員のうち、引き続き同日において職員として在職しているものの  
当該休職の期間については、第七条第四項の規定は、適用しない  
。

8| 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者  
に  
対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三の二まで及び  
附則第十八項から第二十六項までの規定により計算した額にそれ  
ぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において  
、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第  
八項」とする。  
9| 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した  
者

22| 四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会  
社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間と  
みなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信  
電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給  
付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

23| 略  
24| の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算  
定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有  
鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間  
とみなす。

25| 昭和六十三年四月一日前に職員の休職の事由に関する条例の一  
部を改正する条例（昭和六十三年秋田県条例第七号）による改正  
前の職員の休職の事由に関する条例第二条第二号  
に掲げる事由に該当して休職にされていた職  
員のうち、引き続き同日において職員として在職しているものの  
当該休職の期間については、第七条第四項の規定は、適用しない  
。

26| 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者（昭和四十  
八年改正条例第九号附則第五項の規定に該当する者を除く。）に  
対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三まで  
の規定により計算した額にそれ  
ぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において  
、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第  
二十五項」とする。  
27| 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した  
者（昭和四十八年改正条例第九号附則第六項の規定に該当する者

で第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二及び附則第二十一項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

10] 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者

で第五条又は附則第十九項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第八項の規定の例により計算して得られる額とする。

11] 平成十年十月二十一日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「旧事業団」という。）の職員として在職していた者（同法附則第二十五条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下この項において「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員のなった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

12] 略

13] 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）附則別表第一の上欄に掲げる機関（次項において「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第四条の

を除く。）で第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

27] 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者（昭和四十八年改正条例第九号附則第七項の規定に該当する者を除く。）

で第五条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第二十五項の規定の例により計算して得られる額とする。

28] 平成十年十月二十一日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職していた者（同法附則第二十五条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員のなった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

29] 略

30] 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）附則別表第一の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第四条の

規定により引き続き国立大学法人等（同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続き在職期間を職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

14]・15] 略

16] 特定任命をされて職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額額の減額改定（第五条の三の二の規定により読み替えられた第五条の二第一項に規定する俸給月額額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

17] 令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表 略)

18] 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附

規定により引き続き国立大学法人等（同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下 同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続き在職期間を職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

31]・32] 略

33] 令和四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表 略)

則第十八項」とする。

19 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十九項」とする。

20 前二項の規定は、職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

21 一般職の職員の給与に関する条例附則第四項の規定による職員の給料月額額の改定は、給料月額額の減額改定に該当しないものとする。

22 当分の間、第五条第一項に規定する者のうち法令の規定に基づく任期を終えて退職した者並びにその者の非違によることなく勲奨を受けて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三中「定年に達する日」とあるのは「定年（職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員以外の職員にあつては六十歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては六十五歳とする。）に達する日」と、同条の表第五条第一項及び第五条の二第一項第二号（一）を除く。）の項及び第五条の二第一項第一号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「その者に係る定年」とあるのは「その者に係る定年（職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員以外の職員にあつては六十歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては六十五歳とする。）とする。」とする。

23 当分の間、第五条第一項に規定する者のうち法令の規定に基づ

く任期を終えて退職した者並びにその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの（次の表の上欄に掲げる職員であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第五条の三の規定の適用については、同条中「年度の前年度以前」とあるのは、「年度以前」とする。

職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員以外の職員	六十歳
職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員	六十五歳

24 当分の間、第五条第一項に規定する者（職員の定年等に関する条例第二条の規定により退職した者又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者を除く。）に対する第五条の三の規定の適用については、同条中「十五年を」とあるのは「十年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、同条中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

25 当分の間、第五条第一項に規定する者のうち職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて附則第二十三項の表の上欄に掲げる職員が、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第五条第一項及び第五条の二第一項第二号（一）を除く。）の項及び第五条の二第一項第一号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の二」とあるのは、「附則第二十三項の表の上欄に掲げる職員の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に

百分の二を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

26 当分の間、第五条第一項に規定する者のうち職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて附則第二十三項の表の上欄に掲げる職員が、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第五条第一項及び第五条の第二項第二号（一）を除く。）の項及び第五条の第二項第一号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の二」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

27 略

29 第二条第二項及び附則第二十七項の規定の適用を受ける会計年度任用職員（地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員をいう。以下この項及び附則第三十一項において同じ。）の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当分の間、第七条第二項及び第七条の二の規定にかかわらず、会計年度任用職員となつた日の属する月から退職の日又は任期満了となつた日の属する月（任期満了となつた日の翌日に引き続いて会計年度任用職員となつた場合は、最初に会計年度任用職員となつた日の属する月から最後の退職又は任期満了となつた日の属する月）までの月数による。この場合において、会計年度任用職員以外の在職期間には、会計年度任用職員としての在職期間は含

34 略

36 第二条第二項及び附則第三十四項の規定の適用を受ける会計年度任用職員（地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当分の間、第七条第二項及び第七条の二の規定にかかわらず、会計年度任用職員となつた日の属する月から退職の日又は任期満了となつた日の属する月（任期満了となつた日の翌日に引き続いて会計年度任用職員となつた場合は、最初に会計年度任用職員となつた日の属する月から最後の退職又は任期満了となつた日の属する月）までの月数による。この場合において、会計年度任用職員以外の在職期間には、会計年度任用職員としての在職期間は含

めない。

30] 令和二年四月一日以後に任用された臨時的任用職員（地方公務員法第二十二條の三第一項の規定により臨時的に任用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当分の間、第七條第二項の規定にかかわらず、臨時的任用職員となつた日の属する月から退職の日又は任期満了となつた日の属する月（任期満了となつた日の翌日に引き続いて臨時的任用職員となつた場合は、臨時的任用職員となつた最初の日の属する月から最後の退職又は任期満了となつた日の属する月）までの月数による。この場合において、臨時的任用職員以外の在職期間には、臨時的任用職員としての在職期間は含まない。

31] 略

めない。

37] 令和二年四月一日以後に任用された臨時的任用職員（地方公務員法第二十二條の三第一項の規定により臨時的に任用された職員をいう。以下 同じ。）の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当分の間、第七條第二項の規定にかかわらず、臨時的任用職員となつた日の属する月から退職の日又は任期満了となつた日の属する月（任期満了となつた日の翌日に引き続いて臨時的任用職員となつた場合は、臨時的任用職員となつた最初の日の属する月から最後の退職又は任期満了となつた日の属する月）までの月数による。この場合において、臨時的任用職員以外の在職期間には、臨時的任用職員としての在職期間は含まない。

38] 別表略

昭和二十年 八月十五日 現在の給料 月額		新給料月額	
四〇円	一七五円	六、〇〇〇円	一五、八〇〇円
四五	一九〇	六、二〇〇	一六、四〇〇
五〇	二〇五	六、六五〇	一七、八〇〇
五五	二二〇	七、一五〇	一八、五〇〇
六五	二四〇	七、六五〇	二〇、〇〇〇
七五	二六〇	八、一五〇	二一、六〇〇
八五	二八〇	八、六五〇	二三、三〇〇
九五	三〇〇	九、二五〇	二五、一〇〇
一〇五	三二〇	九、八五〇	二七、三〇〇
一一五	三六〇	一〇、六五〇	二九、五〇〇
一二五	四〇〇	一一、五五〇	三一、九〇〇
一三五	四四〇	一二、四五〇	三四、五〇〇

一四五	一三、四〇〇	四八〇	三八、八〇〇
一六〇	一四、六〇〇	五二〇	四四、八〇〇

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年秋田県条例第五十八号）の一部改正（附則第四項による改正）

附則

1 3 略

4 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第八項の規定の例により計算して得られる額とする。

5 略

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第六号）の一部改正（附則第五項による改正）

附則

1 3 略

4 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第二十五項の規定の例により計算して得られる額とする。

5 略

附則

1 略

（経過措置）

2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者）をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで及び第六条並びに附則第二十六項から第二十八項まで、附則第

附則

1 略

（経過措置）

2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者）をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで及び第六条並びに附則第二十六項から第二十八項まで、附則第

九項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年秋田県条例第九号。以下「昭和四十八年改正条例第九号」という。）附則第五項から第七項まで、附則第十項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年秋田県条例第五十八号。以下「昭和四十八年改正条例第五十八号」という。）附則第八項並びに附則第十一項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年秋田県条例第五十八号。以下「平成十五年改正条例第五十八号」という。）附則第四項の規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七（当該勤続期間が二十年以上の者（傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者及び当該勤続期間が三十七年以上の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、百四分の八十三・七）を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第二条の六から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第八項から第十項まで、附則第六項及び第七項、昭和四十八年改正条例第九号附則第五項から第七項まで、昭和四十八年改正条例第五十八号附則第八項並びに平成十五年改正条例第五十八号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3  
3  
15  
略

九項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年秋田県条例第九号。以下「昭和四十八年改正条例第九号」という。）附則第五項から第七項まで、附則第十項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年秋田県条例第五十八号。以下「昭和四十八年改正条例第五十八号」という。）附則第八項並びに附則第十一項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年秋田県条例第五十八号。以下「平成十五年改正条例第五十八号」という。）附則第四項の規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七（当該勤続期間が二十年以上の者（傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者及び当該勤続期間が三十七年以上の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、百四分の八十三・七）を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第二条の六から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第二十五項から第二十七項まで、附則第六項及び第七項、昭和四十八年改正条例第九号附則第五項から第七項まで、昭和四十八年改正条例第五十八号附則第八項並びに平成十五年改正条例第五十八号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3  
3  
15  
略